



農業への新規参入をめぐる新たな展開 ～新たな農業の担い手として期待される異業種企業～

はじめに

このところ農業生産法人の要件緩和や構造改革特区などの規制緩和が進み、農業への参入障壁が緩和されてきたことから、農業外から株式会社など一般企業等の参入が相次ぎ、農業の有力な担い手として注目されてきている。そこで、本稿では、こうした企業等の農業への新規参入の動きについて、現状と課題をとりまとめた。

1. 企業の農業への新規参入の経緯について

(1) 農業経営の法人化の動きと企業の参入形態

農業者の高齢化と後継者不足が進み、耕作放棄地が増加するなど農業基盤の弱体化が避けられない状況から、農業の新たな担い手の確保が農政の大きな課題として位置付けられている。このため「担い手への支援の集中化・重点化」や企業等の農業参入の促進など、農業経営の法人化の推進が国の施策として展開され、現実にかような法人化の動きが全国的に広がりつつある。

そこで、企業等が新たに農業を行う際に、どのような方法・参入形態があるのか簡単に整理してみよう。

農作業の受託や施設栽培、養鶏・養豚など農地取得を必要としないケースではそのまま直接参入が可能である。また、企業が求める農産物を農業者に生産してもらう契約栽培や、農業生産法人に出資し間接的に農業経営に参画するケースはこれまでも広く行われてきている。

一方、企業自らが事業主体となって土地を利用した農業を行う場合には農地法の制約を受けることとなり、農業生産法人を設立するか、後述の構造改革特区を利用して参入するか、いずれかの方法を採用することになる。

(2) 農業生産法人設立による参入

まず、企業が農業生産法人を設立して農業に参入するケースであるが、農業生産法人は「食料・農業・農村基本法」が前提にしているように「家族農業経営と地域に根ざした農業者を基礎とする」ものであることから、従前は農業生産法人の設立要件（法人形態、事業、役員、構成員）が細かく規定され、一般企業等からの参入障壁となっていた。この法人の設立要件は徐々に緩和されてきたが、2001年の農地法改正で株式会社形態の農業生産法人が株式譲渡制限付きながら認められ、併せて農業生産法人の

要件の見直しが広く行われた。これにより、従来の農業内部から法人化するケースだけでなく、一般企業等が農業生産法人を設立して参入するケースも増加してきている。

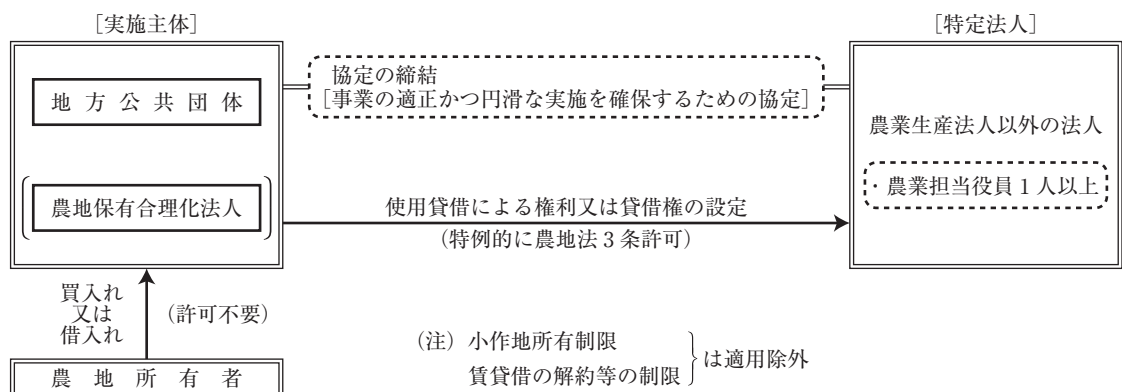
（３）農業特区利用による参入

（その仕組み）

一方、2003年に創設された、構造改革特区を利用して農業へ参入する例も増えてきている。構造改革特区とは、経済社会の構造改革の推進や地域活性化を図る狙いから、農業、教育、社会福祉などの分野において、各地域の特性に応じた規制の特例措置を定めた特別区域を設定し規制緩和を推進していこうとするものである。最初から全国規模で制度改革を実施しようとする場合には、現行制度のもとでの既得権者の大きな抵抗などから全国的な展開が容易でないことが想定される。そこで、まず全国に先駆けて特定の地域に限定し規制緩和の効果を試すとともに、効果が検証された事案については全国に広めていこうとの考え方である。

農業分野の構造改革特区（以下、農業特区）では、全国的に増加傾向にある耕作放棄地を活用する新たな担い手を確保するため、農地利用の制限を緩和することが主眼となり、これにより農業生産法人以外の企業等にも広く門戸が開放されることになる。

図表１ 農業生産法人以外の法人への農地等の貸付け（農地法の特例）について



資料：農林水産省HPより抜粋

農業特区を利用した企業等の参入は農地法の特例としての位置付けで、対象となる「特定法人」の要件としては「業務執行役員のうち1人以上の者が耕作または養畜の事業に常時従事」と認められるものであればよく、農業生産法人の要件^(注)は適用されない。また、特区の農地は原則として耕作放棄地などの遊休地に限り認定されており、かつ所有は認めないという制約があるほか、地方公共団体等の実施主体との間で事業の適正かつ円滑な実施を確保するための協定を締結することが必要で、耕作

放棄等の協定に違反した場合には、知事の許可を受けずに賃貸借の解除ができる仕組みとなっている（図表1）。

（注）農業生産法人の場合、例えば役員に関しては、役員の過半は農業（関連事業を含む）に常時従事する（150日以上）構成員であって、かつ、常時従事する役員のうち過半数の者が一定程度（60日以上）農作業に従事すること、との要件が規定されている。

（農業特区の認定・参入状況）

この特区計画の認定申請は2003年4月から始まり、2005年3月時点（第7回認定まで）で農林水産省関係（全国）は129件の特区計画が認定済みである。このうち64カ所で「農業生産法人以外の法人による農業経営」が認定され、企業やNPO法人等が農業に参入することが可能となっている。こうした農地利用の制限を緩和しようとする農業特区は、ほかに「市民農園開設主体の拡大」（50カ所）、「農地取得の際の下限面積要件の緩和」（43カ所）などの特区計画が主なものとして認定されている。

全国で特区を利用して参入した企業等は107法人（農林水産省経営局構造改善課調べ：2005年5月1日時点）であり、組織形態別では株式会社が53（49.5%）、有限会社28（26.2%）、NPO法人等26（24.3%）である。また業種別では建設業35（32.7%）と食品メーカー、外食などの食品関係29（27.1%）が中心で両者合わせて約6割を占める。

これら参入事例のなかから、既にかかなりの成功事例も見受けられることから、ビジネスとしての農業の可能性がそれだけ一般的に認められるようになってきたともいえよう。

（異業種からの参入事例）

建設業、食品関連からの参入の事例が多いが、まず建設業では、公共工事の減少が続くなか、新規事業を通じて雇用を維持しようとする流れが強まっていることが背景にある。進出分野としては建設関連、環境・リサイクル分野だけでなく、農業、介護分野などが中心となるが、なかでも農業は、農業土木のノウハウを農地造成（改良）に活かせること、重機機械の操作に習熟しているなどで技術的な障壁が低いこと、さらには農業と建設業の季節的な繁閑のずれを利用して労働力を割り振ることができるなどの利点があり、建設業の余剰労働力が担い手の不足により疲弊している地域農業と結び付きやすい環境にあるといえる。

また、食品関連では、食品メーカー、外食などが自社で求める農産物を安定的に確保するため農家と栽培契約を結ぶケース、農業生産法人への出資やこれらとの業務提携による流通ルート短縮のメリットを追及するケースなどはこれまでも

かなり一般的にみられてきた。近年、食の安全・安心についての関心が高まるにつれて、国内産へのこだわりや有機・減農薬など農産物の高付加価値化・ブランド化で他商品との差別化を図っていこうとの気運が高まっているが、農業への直接参入（自社農場でのトータル管理栽培など）はこうした環境変化への新たな対応として捉えることができる。

（３）農業生産法人以外の法人による参入の全国展開

前述の農業特区の実績等も踏まえて、本年３月に策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策として、農地（耕作放棄地）の有効利用の促進を図る狙いから、農業生産法人以外の法人（一般企業やNPO法人など）が農地借入れ方式により農業に参入できる仕組みを全国展開することとされた。

市町村基本構想における「特定法人貸付事業」（市町村等が特定法人に対し農地の貸付けを行う事業）の創設を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法の改正がそれであり、耕作放棄地が相当程度存在する地域を市町村が参入区域として基本構想に規定し、農業生産法人以外の法人であっても一定の要件のもとで農地を借入れることができるものである。

この農業経営基盤強化促進法等の改正案が今年６月国会で可決・成立（今年９月施行予定）しており、これまで構造改革特区でしか認められなかった株式会社などによる農地借入れが全国で可能になる。

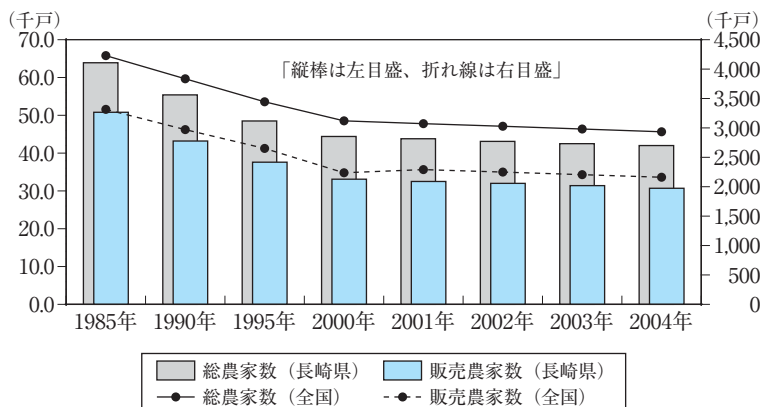
２．長崎県における農業参入の現況

（１）長崎県農業の現状（全国対比）

県内における企業等の農業参入をめぐる動きについて述べるに先立ち、長崎県農業の現状を概観してみよう。

まず、農家戸数では、2004年の総農家数は42千戸で1985年に比べて約22

図表２ 農家数推移（総農家数・販売農家数）



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

千戸、34.3%減少しており、全国平均（30.6%減少）を上回る減少を続けている。農家のなかでも、とりわけ販売農家（経営耕地面積が30 a 以上または農産物販売金額が50万円以上の農家）の減少が大きい（図表2）。

また、農業就業人口（販売農家）でも、1995年の65千人から2004年の58千人へ（全国：4,140千人から3,622千人へ）と、長崎県、全国とも直近の10年足らずで約1割以上減少している。これを、年齢階層別にみると、60歳以上の農業従事者が占める割合は、1995年の54.4%から2004年の62.5%へ（全国：59.9%から68.2%へ）と上昇しており、高齢化の進行が顕著にうかがえる。

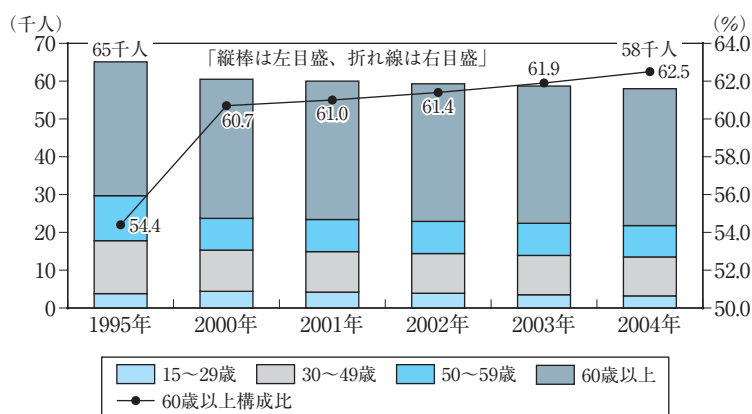
一方で、若年層の農業者が極端に少ないことも深刻であり、20歳代までの農業就業者は全体の5.5%を占めるに過ぎず、30・40歳代を入れても4分の1に満たない（図表3）。このような状況は、とりもなおさず後継者の育成ができていないこと

を示すものであり、近い将来、高齢者層の引退に伴いスムーズな世代交代ができない事態が想定される。

さらに、高齢化・後継者不足による農家数や農業従事者の減少に伴い、耕作放棄地も年々増加傾向にある。2000年の長崎県の耕作放棄地率は13.6%で、全国平均（5.1%）を大きく上回っている（図表4）。

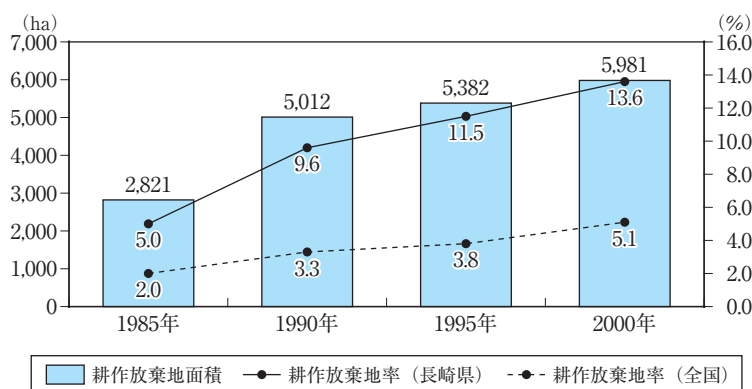
このように本県農業を取り巻く環境は、全国レベルに比べ、総じて厳しい状況にあるといえよう。

図表3 年齢階層別農業就業人口（販売農家）



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

図表4 耕作放棄地（総農家）の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

（注）耕作放棄地率＝耕作放棄地面積／（耕作放棄地面積＋経営耕地面積）

(2) 農業参入の状況

①農業生産法人設立による参入

県内の農業生産法人は2005年3月末現在で103法人あり、形態別では有限会社80、農事組合法人21、株式会社2となっている（長崎県農林部経営改善班調べ）。有限会社など会社形態の農業生産法人を中心に農業経営の法人化は進んでいるが、個別農家が法人成りをしたものが過半を占めるとみられており、一般企業等が農業生産法人を設立して新たに参入する動きはほとんどみられていない。

②農業特区利用による参入事例

県内では、長崎市の「長崎いきいき農業特区」（2004年3月認定）、「高島ふれあい農業特区」（2004年6月）の2件が農業特区の認定を受け、それぞれ各1社が農業経営に参入している。そのうち、「高島ふれあい特区」は、炭鉱閉山後の雇用対策として第3セクターが行ってきたトマトのハウス栽培を、同事業主体の清算に伴い一般企業がこれを継承し民間の手法を活用しようとするもので、農地としてはトマト栽培地の約1.0haのみと小規模。「長崎いきいき農業特区」の事例については、以下のとおり。

（長崎いきいき農業特区）

もともと長崎市の農業は、市街地周辺の山腹や海岸線に沿った傾斜地の利用が大半で、平坦地に比べ生産効率が悪いなど厳しい条件を強いられてきた。このため、農業従事者の高齢化、後継者不足等が進み、また耕作放棄地が増加するなど深刻な状況が続いていたことが、農業特区を申請した背景にある。

昨年10月、人材派遣を主事業とする「長崎ダイヤモンドスタッフ」が長崎市の第1号として本特区を利用して同市松崎町で農業経営を開始。市から遊休農地約1.4haを賃借、農業経験者がいないハンディを補うため地元農協の指導を受けながら、キュウリ、ジャガイモ、レタスなどの野菜を栽培し、既に学校給食、農産物直売所などへの出荷も開始している。



学校給食用ホウレン草出荷状況

本特区では、市が農業振興施策の一つとして掲げている「地産地消」推進策の一環として、市内小中学校の学校給食に地場農産物を提供すること、そのための地場農産物の生産拡大を目指しており、将来的にはこうした企業の参入により大消費地「長崎市」の需要の相当部分をカバーしうるものとしても期待されている。

特区内で利用できる農地の条件が劣悪（大半が傾斜地、段々畑、狭小地など）で生産効率が悪いことから、現在までのところ他に企業参入の具体的な動きはみられないが、市では、企業側の農業参入への関心は高いことから、比較的条件の良い農地を確保・紹介し、支援・助成をしていけば、今後面白い展開も十分期待できるとみている。

3. 今後の課題～新規参入のあり方

（1）農業生産の高付加価値化

企業等が農業生産法人を設立して参入する際に、収益確保、経営安定化のための有効な方策として、まず、第一に考えるのが、農地の取得・賃借による生産規模の拡大であろう。しかし、農業特区を利用して参入する場合には、対象となる農地が農業の担い手不足から遊休化が進み、もはや農業内部での対応では問題が解決できない地域に限定されていることから、規模拡大にも限界がある。実際、特区認定された農地は分散した小規模農地が多く、効率的な生産には不向きとされるが、それは農業特区を利用して農業へ参入している企業の多くが大企業ではなく地場の中小企業であることからもうかがえる。したがって、そこでは生産規模の拡大を目指すよりも、収益性のある農作物を栽培するなど農業生産の付加価値を高めることがより重要になってこよう。

その際、付加価値を高めるための重要な要件の一つが、現在大多数の消費者が不安を抱えている、食の安全性への対応であろう。生産過程で安全・安心に特化し、生産方法にこだわりを持った農産物は消費者のニーズに適応するものとして、農産物のブランド化にも繋がるからである。

（2）地域の農業者との連携

新規参入企業の多くは市場の需要動向をつかむマーケティング力や商品開発力、情報技術力さらには財務管理ノウハウなど、地域の農業者が備えていない優れた面を持っている。しかしながら、農業技術の面では、農業の知識、経験があり、それをマ

ネージメントできる人材を内部に抱えている企業ばかりとは限らず、農産物の品質を維持し、収量を確保していくのは容易なことではない。それには、経験に裏打ちされた生産技術やノウハウの蓄積が要求され、それだけに地域の農業者の協力が欠かせない条件となろう。

おわりに

構造改革特区が始まって日も浅く、企業の農業参入は未だ緒についたばかりである。先にみたとおり、県内では、長崎市の「長崎いきいき農業特区」、「高島ふれあい農業特区」の2特区で農業生産の取組みが開始されているが、未だ大きな動きにはなっていない。ただ、今後、企業の農業参入が農業特区に限らず全国で可能となることから、当地においても参入の動きがより大きな広がりを見せていくものと見込まれる。

その際、参入企業は農業で期待した収益を確保するのは容易なことではないということを念頭に置いて、短期的な目先の効率を追求するのではなく、長期的な視点に立って農業を捉えることが必要となつてこよう。また、異業種からの参入企業は、農地の投機的な取得や農地転用、産業廃棄物の不法投棄、さらには水管理をめぐる問題など、地域の農業者からいわば「不安視される存在」として、当初は対立的な視点で見られがちであろう。それゆえに、参入企業にとっては、地域農業者の信頼を勝ち得、地域にいかに浸透していくかが重要となる。参入企業は地域の農業者にとって代わる存在ではなく、農業者の持つノウハウを効率的に活用するなど、農業者との連携・協働を図るなかで、農業者との共存を模索していく必要がある。

また、企業等の農業参入は、当地農業基盤の弱体化を食い止める方策としてだけでなく、建設・土木業界が抱える余剰労働力の受け皿として、あるいはまた田舎暮らしを選好するUターン・Iターン者の就労の場としても有用であり、地域全体の活性化を図るうえで大いに活用しうるものと考えられるだけに、今後こうした動きがさらに広がっていくことを期待したい。

(福山 徳明)